

の見直し等必要な措置を検討している。

(3) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、警察庁、法務省、厚生労働省、犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行うこととされた。現在、継続的調査の実施に向けての調査の基本的設計等を検討している。

(4) 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施

内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度は、平成17年11月から12月にかけて、全国の20歳以上の男女4,500人を対象に、交際相手等からの暴力についても調査を実施し、平成18年4月に「男女間における暴力に関する調査」として公表した。同調査によると、2-4-4表のとおり、10～20歳代の結婚前に「交際相手（後に配偶者となった相手以外）がいた（いる）」

という人（1,550人）に、当時の被害経験について聞いたところ、“身体に対する暴行” “精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫” “性的な行為の強要” のいずれかをされたことが「あった」という人は、女性13.5%、男性5.2%となっている。

また、平成18年度の新規事業として、配偶者からの暴力の被害者が利用した支援、求められる支援体制等についての調査である、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」を実施する。

平成17年度に実施した、「男女間における暴力に関する調査」についての調査報告書の内容は、内閣府ホームページ上で確認することができる（<http://www.gender.go.jp/>）。

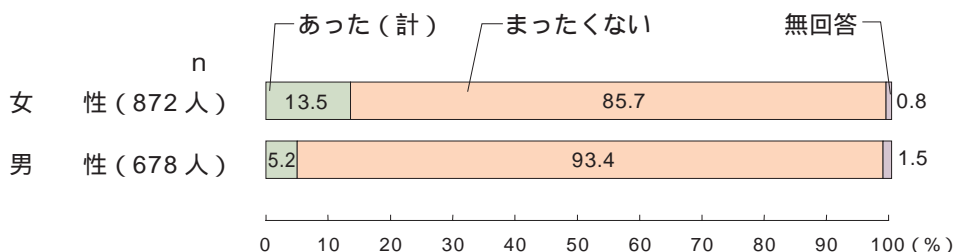
(5) 警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究

警察庁において、犯罪被害の実態等についての調査研究を継続的に実施し、警察の行う被害者支援の更なる充実に活かしていくこととされた。

被害者支援施策に資するため、従来から、学識経験者や実務家とも連携して、殺人、性犯罪等の被害類型ごとに実態調査を行い、被

2-4-4表 交際相手からの被害経験

10歳代、20歳代で「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがある。



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成17年)より作成。
 2. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 3. 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 4. 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。